

今月の焦点

信金・信組の再編動向

要 約

早期是正措置の導入以来、信用金庫および信用組合の再編が目立っている。

最近では地域経済の低迷と中小企業の倒産増加や、金融検査マニュアルによる大手行に準じた資産査定により、信金・信組は不良債権処理負担が増加、体力を消耗している。

今年6月に改正された優先出資法により、個別の信金・信組は優先出資証券を発行し、公的資金による資本増強が可能となった。資本注入は、個別金融機関の救済が目的ではないとされながらも、地域金融システム健全化のためには、パイオフ解禁に向けた当局主導による業界再編は加速するであろう。

11年度決算概況

平成12年3月期の信用金庫ならびに信用組合の決算は、それぞれ不良債権処理の負担増加が特徴的であった(表1)。

経常利益は、信金は合計で前年比 28%の減益、信組では破綻信組を除いた265組合中、半数近い122信組が赤字となり、トータルでの赤字額も前年の 53億円から 842億円まで大幅に拡大している。いずれも、不良債権処理による臨時費用の拡大によるところが大きい。

特別利益と損失は共に大幅減少しているが、これは会計方法の変更により、特別損益に計上していた目的積立金取崩しと不良債権処理を経

常段階に反映させることとなったためである。当期利益は、信金が 80%の減益、信組が赤字転化となった。

信組については、種類別(注)に内訳をみる

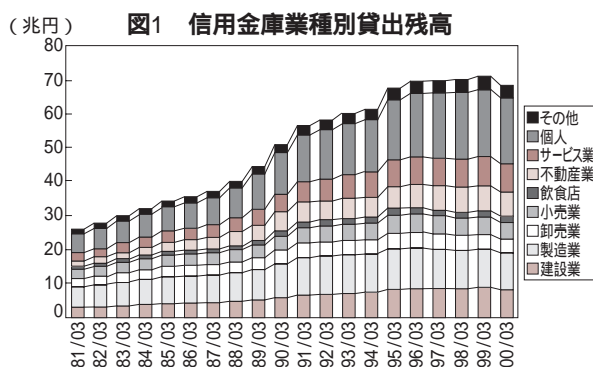


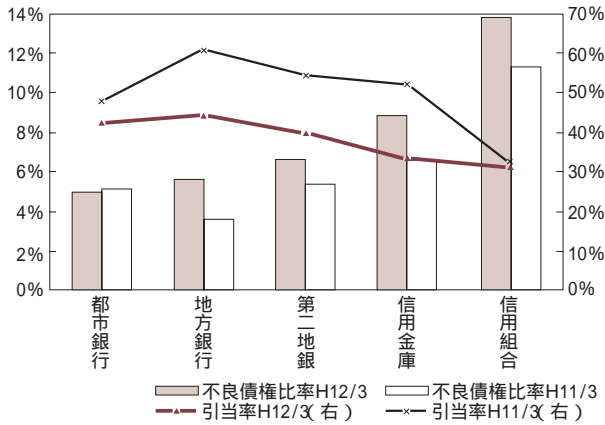
表1 信金・信組決算状況

(億円)

	信用金庫			信用組合		
	12年3月	11年3月	増減(金額)	12年3月	11年3月	増減(金額)
経常収益	30,806	31,785	- 978	6,131	6,152	- 21
業務収益	29,031	30,962	- 1,932	5,740	5,929	- 188
臨時収益	7,775	822	953	391	223	167
経常費用	28,998	29,260	- 262	6,973	6,205	768
業務費用	22,325	24,672	- 2,347	4,568	4,741	- 173
臨時費用	6,673	4,588	2,085	2,405	1,464	941
経常利益	1,808	2,525	- 717	- 842	- 53	- 789
業務純益	6,725	6,316	409	1,175	1,191	- 16
特別利益	597	5,432	- 4,835	261	1,210	- 949
特別損失	1,079	5,613	- 4,534	177	842	- 665
当期利益	547	2,703	- 2,156	- 651	389	- 1,040

資料 全国信用金庫財務諸表、全国信用組合財務諸表
集計対象：376信用金庫(破綻10金庫を除く)、265信用組合(破綻26組合を除く)。

図2 業態別不良債権比率と引当率(リスク管理債権、単体ベース)

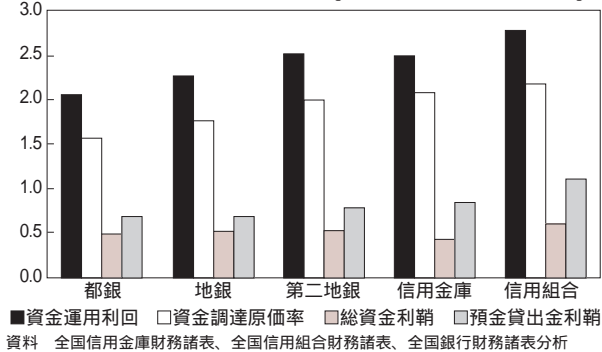


資料 金融庁

と、業域と職域信組は依然として経常黒字を保っており、ウェイトの高い地域信組の大幅赤字が、全体の数字を悪化させたといえる。

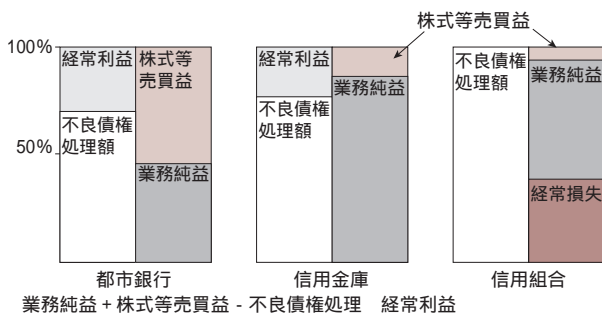
(注) 信用組合は、地域、業域、職域の3種類に分けられる。12年3月末の組合数は、それぞれ地域が223、業域が37、職域が31、となっている。最も数の多い地域信用組合

図3 業態別利鞘の比較(都銀、地銀は国内業務)



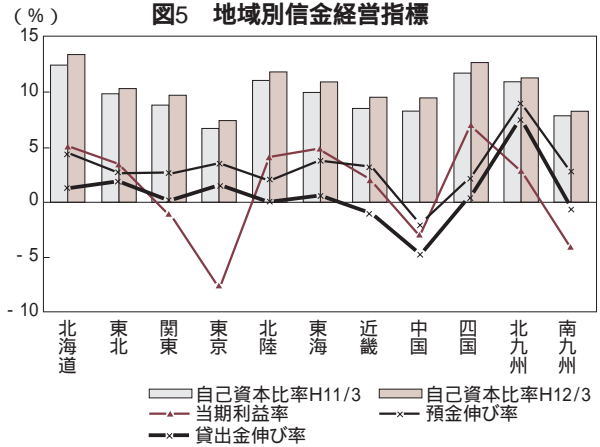
資料 全国信用金庫財務諸表、全国信用組合財務諸表、全国銀行財務諸表分析

図4 損益構造の比較(H12/3)



資料 全国銀行財務諸表分析、全国信用金庫財務諸表、全国信用組合財務諸表

図5 地域別信金経営指標



資料 「信用金庫」9月号

は、限られた地域における中小企業や住民を構成員としており、その中には在日外国人のための「外国系信用組合」も含まれる。業域信組は医師などの同一業者から、職域信組は会社や官庁などの職場を同じくする勤労者から構成される。

バランス・シート面では、中小企業の需資低迷を反映し、信金の貸出未残が史上初の前年割れとなったことが特徴的である。また、預貸率も7年連続で低下しており、初めて70%を割り込んだ。

信金の貸出残高を業種別に見ると、近年、住宅ローンを中心に個人向けが順調に伸びる中、製造業向けでは減少が続いている。また建設業、不動産業、サービス業などの相対的に不良債権が多いとされる業種向けの貸出残高が、バブル期との比較でもむしろ増加していることが気になる(図1)。

信金・信組の不良債権比率は、前年度と同じリスク管理債権ベースで比較しても増加している(図2)。中小・零細企業向け貸出が多いことで相対的に預貸利鞘は高いが(図3)、銀行のように株式含み益を利用して不良債権処理を進めることはできず(図4)、収益確保のため

には、リスク管理能力が課題といえる。

自己資本比率を見ると、信金では概ね前年比改善しており（図5）、この要因としては、財務内容の悪い金庫の破綻処理が進んだことに加え、リスクアセットである貸出の低調が考えられる。信組でも地域、業域、職域の全てで改善しているが、これも特に地域信組について不振先の淘汰が進んだことが大きい。

12年3月末時点で国内基準の4%を割り込み早期是正措置を発動されたのは、3信金、14信組に上っており、そのうち6信組が東京都内にある（表2）。

表2 2000年3月末に自己資本比率4%を割り込み、早期是正措置を発動された金融機関名

信金(3)	旭(千葉)、関西西宮(兵庫)、沖縄
信組(14)	旭川商工、小樽商工 宮城中央、秋田県 東京、東京中央、暁(東京) 永代(東京)、大栄(東京) 東京食品、神奈川県青果 上田商工(長野) 京都商銀、広島商銀

資料 ニッキン12.9.29

経営環境の悪化と公的資金注入

信金・信組の経営環境は、ペイオフ解禁、時価会計導入を控え、以前にも増して厳しいものとなっている。さらに、貸出先である中小・零細企業の倒産増加は不良債権の処理負担を確実に増加させている。しかしながら、前述のとおり大手行のような株式含み益を使った処理を進めることもできず、これ以上の負担増加は自己資本を毀損させ、金融機関の存続にかかわる。

信金業界は昨年度、金融庁の集中検査を受けたことで、債務超過先の処理が進展した。本検査年度は、信組への集中検査が実施されており、今年度中の完了が予定されている。

すでに、いくつかの信組では検査を終えているが、今のところは「大手行と画一的に運用するのではなく、中小・零細企業の事情を勘案した」金融検査マニュアルの弾力的な運用により、検査後に自己資本比率を大幅に低下させたところは無いと言われている。検査後に破綻処理の申し出を行なった不動信組についても、財務局は「破綻申請は検査の結果に基づくものではなく、自主的に債務超過を確認したため」と説明している。

金融庁は、集中検査により信組の実態を把握し、存続が困難であると判断されるところについては、早期是正措置 破綻処理、公的資金注入による再生、のいずれかの方策をとることとなる。

今年6月30日には、改正優先出資法が施行され、協同組織金融機関については連合会のみではなく、個別の信金・信組等も優先出資による資本増強が可能となった。この優先出資証券を預金保険機構が引き受けることで、公的資金が注入される仕組みであり、注入期限は銀行より1年長い2002年3月までとなっている。

しかし、これにともなって今年6月の総代会で優先出資による資本増強の定款変更を行なったのは、21信金、28信組にとどまっている。これは、法改正から総代会までの時間が短かったことで、物理的に間に合わなかったことと、公的資金の申請にかかる風評リスクを懸念したところが慎重になっているためと見られている。

金融再生委員会は6月29日、信金や信組の資本増強のために公的資金を注入する際の基準となる「基本的考え方」を発表した。これは、資本増強の原則、審査に当たったの考え方、

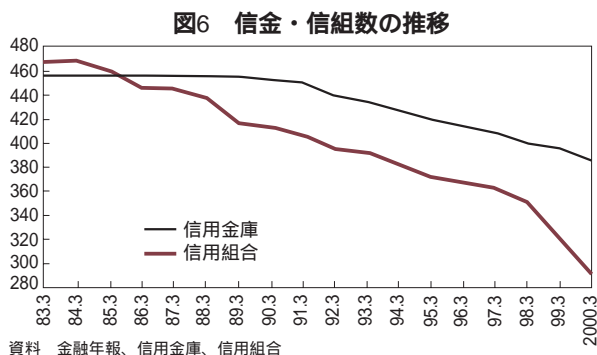
引受条件、等についての基準を定めたもので、基本的には大手行や地銀に対して示された方針と共通している。

審査に当たっての考え方では、資本増強の規模や条件についての優遇として、地域における重要性や、地元による支援等について言及されている。また、個別金融機関の救済ではなく、地域を含めた金融システムに対する信頼確保が目的であるため、自己資本が国内基準4%未満の先については、会員や地元経済界等を含めた自助努力による十分な調達を前提とするよう指示されている。

一方で、全国連合会（中央機関）の果たす役割は大きいと、これらの機関による増資などへの強力な支援を期待する旨も表明されている。ただし、先程発表された全信組連の増資支援運用基準によると、対象は、検査実施後の自己資本比率が4%を下回った組合、破綻信組の資産を引き継ぐ受け皿信組に限定し、金額も1信組あたり15億円を上限とすることで、安易な支援は避けるとしている。

再編が進む信金・信組

信金と信組は、ともにこの数年間で大幅に数を減少させている（図6）。これには、特に98



年4月（実際には1年猶予）の早期是正措置導入の影響が大きい。また、信組については、今年4月に監督権限が都道府県から金融庁に移管されており、事前に金融庁が、都道府県に対して再編を進めるよう要請したという経緯もある。

信金・信組の破綻には、都市部での不動産、首都圏でのゴルフ場向け貸出が不良債権化する等、バブル崩壊の影響を受けたものもあるが、やはり経営が地域に密着している以上、地域産業の斜陽化と共倒れとなるケースも多い。例えば、破綻した京都みやこ信金は繊維産業、西相信金や箱根信金は観光旅館業等の悪化が、不良債権を拡大させることとなった。

大企業との比較でも中小企業の業績回復の遅れは明白であり、倒産も増加している。今年4月に導入された民事再生法は、9月末までの半年間に360件の申請があった。個人・零細企業向けについての改正案も、来年4月の施行が見込まれる等、今後も不良債権処理面での懸念は残る。

セーフティーネットと破綻処理

最近まで信金業界では、業界内合併による破綻処理が行われてきた。事業譲渡による破綻処理が主流となったのは、不動信金、わかば信金等にみられるよう、ここ数年のことである。京都みやこ信金と南京都信金の営業譲渡を受けた京都中央信金のように、救済に当たって合併の要請があっても拒絶し、事業譲渡となるケースが増えている。

事業譲渡では、救済信金は不良債権や従業員の丸抱えはしない。そのため、救済信金の負担は軽減されるが、業態内合併と異なり、破綻信

金の責任は表面化する。

しかし、業態内処理を引き受けて苦境に陥っている信金が再度破綻するケースもあり、自らの生き残りを指向すると、中央機関や当局主導による救済合併を安易に引き受けるわけにはいかない。

信用金庫業界は、預金保険制度と併せて相互援助制度というセーフティネットを備えている。この相互援助制度を利用して、従来は破綻金庫の預金・出資金ともに、全額保護されてきた。この業態内処理の徹底が、他業態に比べて信金の信頼性を確実なものとしていた。

しかし、大型支援の増加により、相互援助制度の財源が枯渇してきたため、98年10月に制度を改正、99年の神田、不動、玉野信金等の破綻以来、原則として預金保険を活用する方針となり、相互援助制度は出資者保護に限定することとなった。預金保険が利用されたのは、平成4年の東洋信金、5年の釜石信金以来のことである。

さらに、今年9月の全信連・全信協理事会においては、再度の見直しが決定されている。出資者責任を明確化する目的もあり、2001年4月からは出資金保護を全額から最低出資金（会員一人あたり1万円もしくは5千円）を限度とし、

2002年4月のペイオフ解禁以降は、相援制度の存続も含め再検討される見込みである。

信組については、昨年末、金融庁が計画していた1,800億円に上る信用組合移管円滑化機構が、融資を見込んだ日銀や都道府県の反発が強く白紙となった経緯がある。その後ペイオフ延期、一斉検査、公的資金注入の枠組み整備と進み、信組問題は多方面を巻き込んで、注目されるようになった。信組業界全体は、今まで預金保険機構から3兆円以上に上る資金援助を受けているが（表3）、未解決のまま残されている外国系信組の再編問題もあり、追加的な資金援助の必要性も見込まれている。

限られた出資者や組合員を対象とする信金・信組への公的資金注入については、銀行ほど世論の理解を得られているわけではない。しかし、ペイオフ解禁は2002年4月に迫っており、残された時間はわずかである。

公的資金の注入は個別金融機関の救済ではないという当局の方針のもと、実際の運用に当たっては様々な問題が表面化すると思われる。それでも、ペイオフ解禁に向けた地域金融システムの健全化のためには、当局主導でさらなる業界再編が加速するであろう。

（萩尾 美帆）

表3 預金保険機構による資金援助の実績（12年11月1日発表分まで）

（億円）

	銀行数	金額	信金数	金額	信組数		金額		金融機関数 合計	金額 合計
					うち外国系		うち外国系			
平成7年度まで	2	4,730	2	460	6	1	1,902	25	10	7,092
平成8年度	1	1,170	0	0	5	0	12,898	0	6	14,068
平成9年度	1	2,889	0	0	6	0	1,020	0	7	3,909
平成10年度	6	43,483	0	0	25	6	10,216	4,190	31	53,699
平成11年度	3	51,065	2	618	15	0	7,839	0	20	59,522
平成12年度	1	2,180	4	1,447	4	1	1,010	33	9	4,637
合計	14	105,517	8	2,525	61	8	34,885	4,248	83	142,927

資料 預金保険機構年報、預金保険機構HP
 （注） 援助実績は金銭贈与と資産買取の合計額。
 金融機関数は、資金援助件数ではなく破綻数。